

一般社団法人 次世代物流協会 定款

平成29年11月1日設立

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人次世代物流協会と称し、英文ではNext Generation Logistics Associationと表示し、略称を「NGL」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(機関)

第3条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、経済活動における物流の改革による円滑化・効率化を実現するため、物流関連業界が広く結束し、物流に係る横断的課題について施策を確立し、これを推進すること等により消費者、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 物流業の横断的課題に関する施策の確立、推進
- (2) 物流業の横断的課題に関する関係官庁への建議
- (3) 物流業の横断的課題に関する関係諸団体との協議
- (4) 物流に係る講演会・セミナー等の実施
- (5) 物流に関する調査・研究
- (6) 物流に係る啓発、宣伝活動
- (7) 物流に関するコンサルティング事業
- (8) 物流関連のマネジメント・運営管理事業
- (9) 会員及び会員が営む事業の支援事業
- (10) 会員の福利厚生事業
- (11) 損害保険代理店業務
- (12) 生命保険の募集に関する業務

(13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(会員)

第7条 当法人の目的に賛同して入会した者を会員とし、会員の種別は次の2種とする。

(1) 正会員

(2) 賛助会員

2 正会員は、物流関連事業者または物流事業者の組織する団体及び理事会の推薦を受けた者で当法人の目的に賛同して入会した者とする。

3 賛助会員は、正会員以外の者で本会の事業を理解し、これを賛助するため入会した者とする。

(社員)

第8条 当法人は、正会員の中から選出される10名以内の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 代議員は、正会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員の任期は選挙後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなることに備えて補欠の代議

員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込み、社員総会が別に定める基準により理事会の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 成年被後見人・被保佐人の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 六箇月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(入会金及び会費)

- 第11条 正会員は、社員総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品（基金は含まない）は、返還しない。

(退会)

- 第13条 会員はいつでも退会することができる。ただし、一箇月以上前に当法人に対して、会長が別に定める退会届を提出するものとする。

(除名)

- 第14条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、第23条第2項に定める特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員名簿)

- 第15条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

- 第16条 社員総会は、代議員をもって構成する。
- 2 前項の社員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第17条 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後三箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第19条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれを招集する。

（招集の通知）

第20条 社員総会を招集するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議決権）

第22条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第23条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使及び決議の省略)

第24条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知した事項について、当法人の他の社員又は理事を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定の運用については、当該社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(理事) 5名以上10名以内

(監事) 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長とする。
- 3 前項の会長、副会長のうち1名及び理事長の3名をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。
- 4 前項の代表理事以外の理事のうち特に必要と認められた者を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 役員(理事及び監事)は、社員総会の決議によって社員(社員が団体である場合は、団体の代表者として当法人に対して権利を行使する者)の中から選任する。ただし特に必要と認められる場合は、理事3名以内、監事1名以内を社員以外の会員から選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、代表理事である副会長が会長の職務を代行する。
- 4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を処理する。
- 5 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、理事長およびそれ以外の業務執行理事の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、代表理事である副会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従

って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の法人に対する損害賠償責任)

第34条 役員は、法令に定める任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、理事長、業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 副会長が複数名いる場合の代表理事たる副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、このほか、次の事項を決議する。
 - (1) 社員総会に提出する議案
 - (2) その他の重要事項

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故若しくは支障があるときは、予め理事会で定めた順序に従い他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、予め理事会で定めた順序に従い他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第7章 委員会

(設置等)

第43条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。
2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
3 委員会の委員は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
4 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定めるところによるほか、各委員会が定めるところによる。

第8章 名誉顧問及び顧問

(設置等)

第44条 当法人に名誉顧問及び顧問を若干名置くことができる。
2 名誉顧問は、当法人に関係し特に功労のあった者で理事会の推薦により社員総

会の議決で指名した者とする。名誉顧問は、当法人の事業遂行に助言し、協力するものとする。

- 3 顧問は、物流に関係ある有識者であって、理事会の推薦により会長が委嘱した者とする。顧問は、当法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問は、当法人の各種の会議に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第45条 名誉顧問及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 名誉顧問及び顧問は、役員に就任したときはその位置を退くものとする。

(報酬等)

第46条 名誉顧問及び顧問に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 名誉顧問及び顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第9章 基金

(基金の拠出)

第47条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第48条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第49条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規定に定める日までその返還を請求することができない。

(基金返還の手続)

第50条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(財産の構成)

第55条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第56条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める財産管理運用規定によるものとする。

(経費の支弁)

第57条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第59条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第60条 当法人の解散のときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第12章 事務局

(設置等)

第61条 当法人に事務局を設置する。

2 事務局の組織、運営等に必要な事項については理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 当法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類